

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

平成7年所得税の負担軽減

Q: 今年の税制改正では、所得税の負担が軽減されるようになったそうですが、ポイントを教えてください。

A: 所得税の負担が軽減される改正のポイントは次のとおりです。

① 所得税の税率

所得税率20%が適用される課税所得の範囲の上限が600万円から、900万円に引き上げられました。

② 基礎的な人的控除

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、及び扶養控除がそれぞれ35万円から38万円に引き上げられました。

③ 給与所得控除

給与収入600万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲が拡大されました。

④ 控除所得配偶者、扶養親族の所得要件

配偶者控除または扶養控除の対象とされる控除所得配偶者または扶養親族の所得要件が35万円から38万円に引き上げられました。

⑤ 勤労学生控除の所得要件

勤労学生控除の適用要件である所得限度額が62万円から65万円に引き上げられました。

⑥ 白色事業専従者控除額

白色申告者の専従者控除額が、配偶者が専従者の場合は80万円から86万円に、配偶者以外の専従者の場合47万円から50万円にそれぞれ引き上げられました。

